

ID: 205

担当部署: 上下水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	柴田町下水道条例 第32条及び第33条		
例規番号	平成10年条例第35号		
<p>【基準】</p> <p>第32条及び第33条の規定による。 (罰則)</p> <p>第32条 次に掲げる者は、50,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行った者</p> <p>(2) 第6条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者</p> <p>(3) 排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者</p> <p>(4) 第9条の規定に違反した使用者</p> <p>(5) 第11条の規定による届出を怠った者</p> <p>(6) 第16条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者</p> <p>(7) 第23条に規定する命令に違反した者</p> <p>(8) 第29条第2項の規定による指示に従わなかった者</p> <p>(9) 第5条第1項、第24条の規定による申請書又は図書、第5条第2項本文、第11条、第13条の規定による届出書、第15条第2項第3号の規定による申告書又は第16条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p> <p>第33条 詐欺その他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日